主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人田中藤作・同井野口勤・同大江篤弥の上告理由第一点および第五点について。

原審は、所論Dが出納責任者であつた旨を認定したもので、その認定判断に所論の違法は認められない。論旨は、ひつきよう、原審の専権に属する事実の認定を非難するに帰し、とうてい採用できない。

同第二点ないし第四点について。

所論違憲をいう部分は、その実質は、たんなる法令違背の主張にすぎない。そして、公職選挙法二五一条の二の法意が原審説示のとおりであることは、当裁判所の判例とするところである(昭和四〇年(行ツ)第七四号同四一年六月二三日第一小法廷判決、民集二〇巻五号一一三四頁)。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用できない。

同第六点について。

特赦は、有罪の言渡しの効力を失わせるが、有罪の言渡しに基づく既成の効果は、これによつて変更されることはない(恩赦法五条、一一条)。特赦を含めて恩赦の効力は、ただ、将来に向かつて生ずるにとどまるのである(当裁判所昭和三三年(オ)第一一〇二号同三七年二月二日第二小法廷判決、民集一六巻二号一七八頁参照)。したがつて、所論Dにつき特赦があつても、そのことは、公職選挙法二五一条の二および二一一条に基づき、上告人の当選を無効とすべきものとした原審の判断に、なんら所論の違法を生ぜしめるものではない。論旨は採用できない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文の

とおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

介	之	浅	鹿	草	裁判長裁判官
彦		芳	戸	城	裁判官
郎	太	幸	Ш	色	裁判官
_		朝	上	村	裁判官